

平18. 5. 23
総 45—8
基礎小54—8

資 料

(住民基本台帳制度)

総務省自治行政局

住民基本台帳制度について

○ 住民基本台帳法は、住民に最も身近な市町村において住民記録を基に簡素で統一
的な事務ができるよう、昭和42年に制定されたもの。

- ・ 住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎
- ・ 住民の住所に関する届出等の簡素化

- ・ 住民に関する記録の適正な管理
- ・ 住民に関する記録を正確かつ統一行的に行う

↓

・住民の利便性の向上

・国及び地方公共団体の行政の合理化

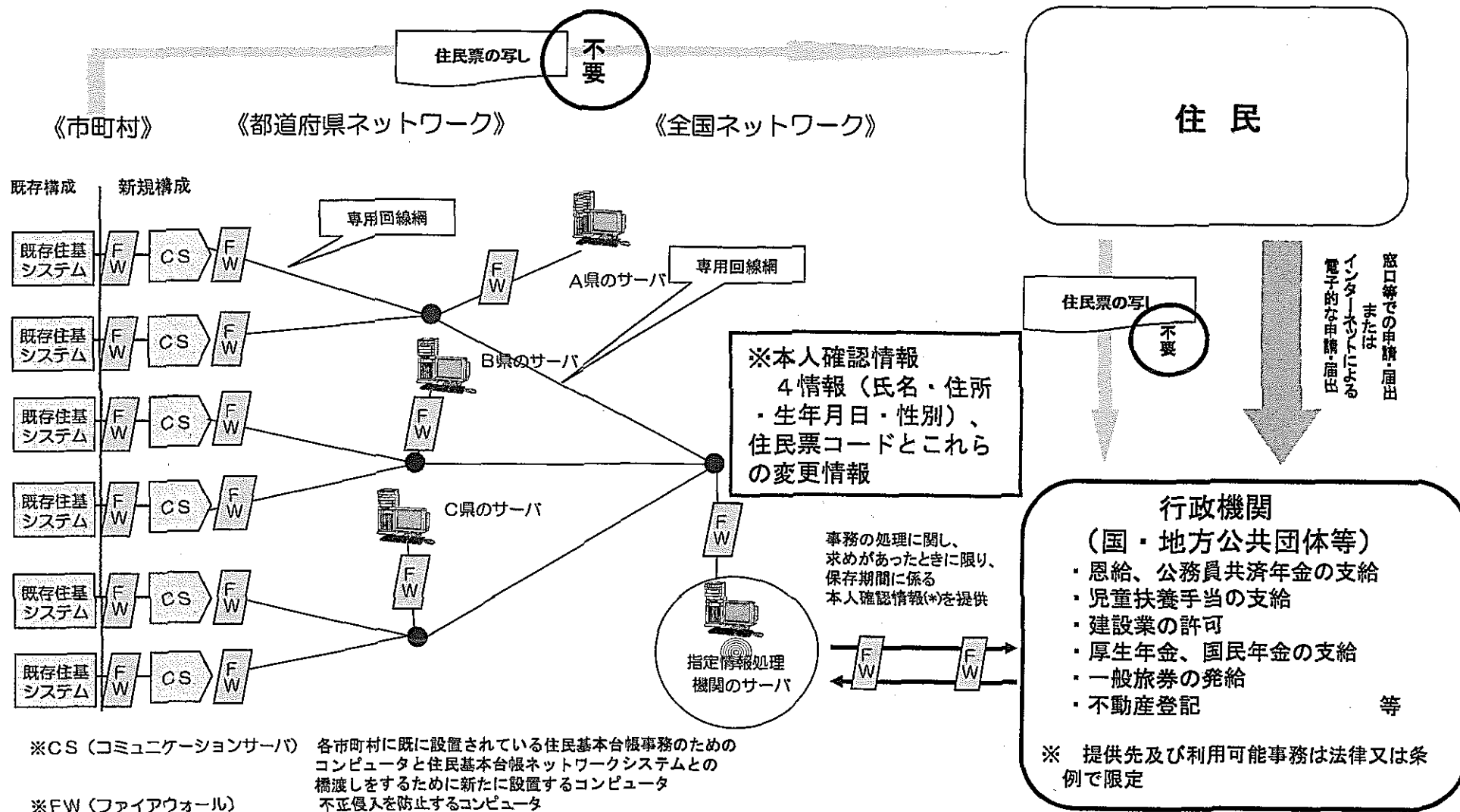


○ 住民基本台帳の主な記載事項

- | | |
|----------|-------------------------------|
| ・ 氏名 | ・ 出生の年月日 |
| ・ 男女の別 | ・ 世帯主の氏名、世帯主との続柄（世帯主についてはその旨） |
| ・ 戸籍の表示 | ・ 住民となった年月日 |
| ・ 住所 | ・ 住所を定めた年月日 |
| ・ 従前の住所 | ・ 転入届の年月日 |
| ・ 住民票コード | |
- 等

住民基本台帳ネットワークシステム

各種行政の基礎であり居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、4情報〔氏名・住所・性別・生年月日〕と住民票コード等により、地方公共団体共同のシステムとして、全国共通の本人確認ができる仕組みを構築。



住基ネットからの本人確認情報の提供

【行政機関等に対する本人確認情報の提供の現状】

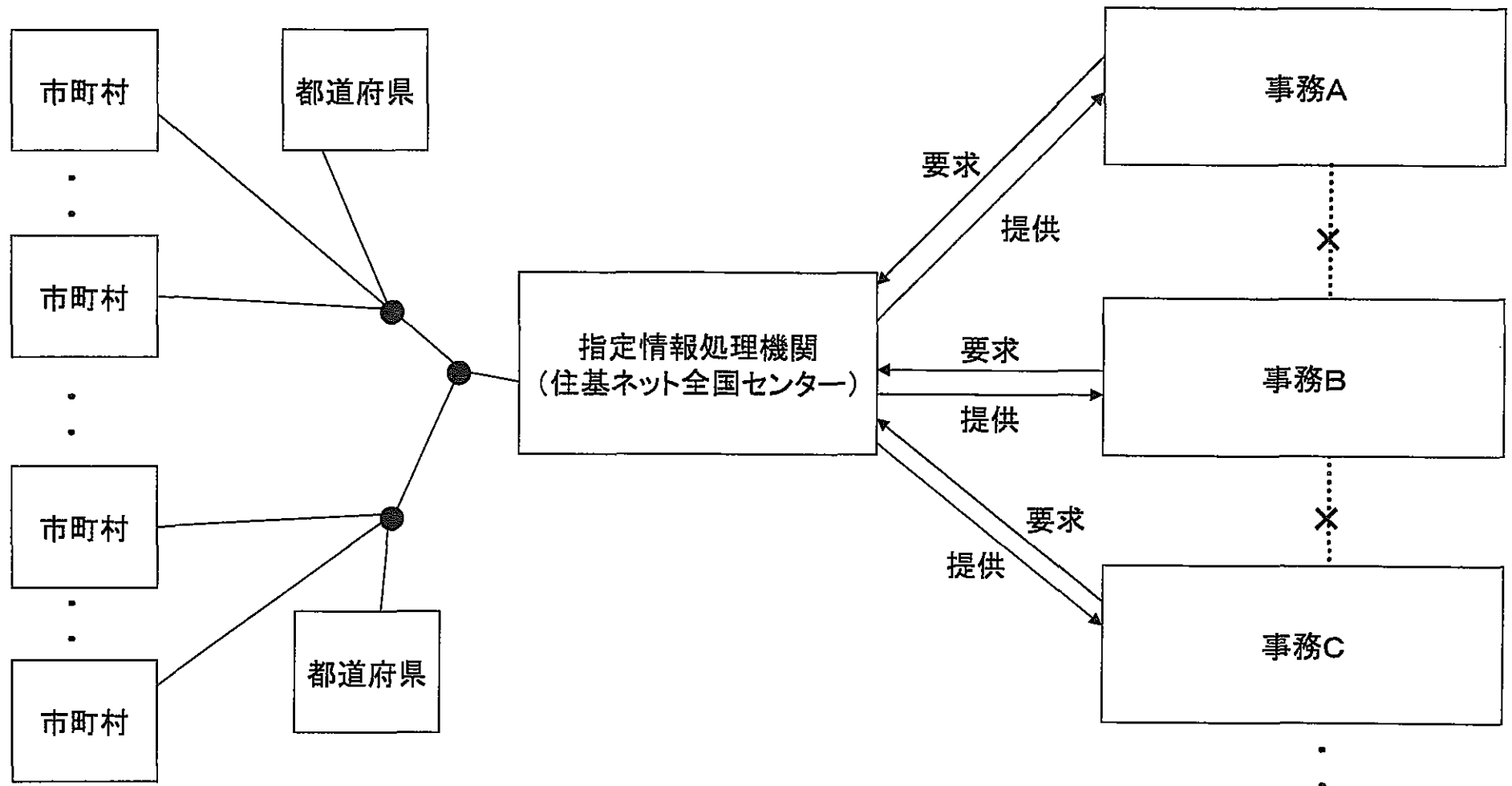
- 平成14年8月から、住基ネットから行政機関に対して、本人確認情報（氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード及びそれらの変更情報）の提供を開始。
- 住基ネットの本人確認情報を利用・提供できる主体及び事務
 - (1) 住民基本台帳法別表第1から第5までの規定により本人確認情報を利用している主な事務
 - ・ パスポートの交付申請
 - ・ 厚生年金・国民年金の裁定請求
 - ・ 恩給受給者の受給権調査申立書の市町村長の証明の省略
 - ・ 共済年金等の受給者の現況届等の省略 等
 - (2) 住民基本台帳法に基づく都道府県の条例により本人確認情報を利用している主な事務
 - ・ 県税の徴収事務（秋田県、福島県、茨城県、兵庫県、滋賀県等）
 - ・ 恩給の給付事務（宮城県、福島県、茨城県、兵庫県、長崎県等） 等
- ※ 国の行政機関等に対して年間約3000万件の本人確認情報を提供（各種年金の支給事務において年間約500万件の現況届等が省略）（平成16年度）。
- ※ 各種行政手続において年間約300万件の住民票の写しの添付が省略

【今後住基ネットの利用が見込まれる事務】

- 本年秋から、社会保険庁が国民年金、厚生年金等の支給事務における現況確認に住基ネットを利用する予定。これにより、年間約2600万件の現況届が省略される予定。
- さらに、国民年金、厚生年金等の被保険者の住所変更の届出等を省略できるようにするため、今通常国会に提出している「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」において住民基本台帳法を改正する予定。

住民票コードの利用について

- ・ 住民票コードは、指定情報処理機関から行政機関等に対して本人確認情報(氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード及びそれらの変更情報)を提供する際に、簡易迅速な処理を可能とするもの。
- ・ 本人確認情報の提供は指定情報処理機関から行政機関等に対して行われる(一方通行)。
- ・ 行政機関等に提供された本人確認情報は、それぞれの事務ごとに分散管理されているところ。



住民票コードの利用制限について

【行政機関等】

行政機関等は、住民基本台帳法に規定する事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、住民票コードを告知することを求めてはならない。

【民間】

(1) 告知要求制限

第三者に対して、住民票コードを告知することを求めてはならない。

(2) 契約時の告知要求制限

契約の申込みをしようとする第三者等に対し、住民票コードを告知することを求めてはならない。

(3) データベースの構築禁止

他に提供されることが予定される住民票コードの記録されたデータベースを構成してはならない。

(4) 都道府県知事による中止勧告・命令

都道府県知事は、(2)又は(3)の規定に違反する行為が行われた場合には、当該行為を中止すべきことを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

都道府県知事は、この勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる(命令に従わない場合、罰則の適用あり。)

個人情報保護・セキュリティ確保のための措置

■ 保有情報の制限・利用の制限

- 都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、4情報（氏名・住所・生年月日・性別）、住民票コード及びこれらの変更情報に限定
- 情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を限定
- 住民票コードの民間利用を禁止、住民票コードはいつでも変更請求が可能

■ 内部の不正利用の防止

- システム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重（2年以下の懲役または100万円以下の罰金）
- 操作者用ICカードやパスワードにより、操作者を限定
- 追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存
- 照会条件の限定

■ 外部からの侵入防止

- 専用回線の利用、指定情報処理機関が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知
- 通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信を行う際にはデータを暗号化
- 通信プロトコルは、SMTP、HTTP、FTP、Telnet等を使用せず。独自のアプリケーションによる通信

■ 住基カードの個人情報保護措置

- 住基カードは住民の申請により交付
- 住基ネットサービス利用エリア、個人認証サービス利用エリア、市町村独自サービスエリアはそれぞれ独立
- 住民票コードは住基ネットサービスエリア以外では使用禁止

■ その他の措置

- 全市区町村におけるチェックリストによる自己点検とそれに基づく指導・外部監査法人によるシステム運営監査
- 本人確認情報提供状況の開示を実施
- 行政機関個人情報保護法により国の機関等の担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）、不正な利益を図る目的で個人情報の提供又は盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の秘密を収集した場合（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）に刑罰が加重。

住基ネット関連訴訟の状況

【国が被告となっている訴訟】

○ 国に対する損害賠償請求と、都道府県、市町村、地方自治情報センターに対して住民票コードの削除等を求める訴訟。全国で35件が係属中(13地方裁判所、うち7件が高裁へ)

〈これまでの判決〉

- ・ 金沢地裁(H17.5.30判決)では被告一部敗訴
- ・ 名古屋地裁(H17.5.31判決)、福岡地裁(H17.10.14判決)、大阪地裁(H18.2.9判決)、千葉地裁(H18.3.20判決)、東京地裁(H18.4.7判決)、和歌山地裁(H18.4.11判決)は被告全面勝訴

〈原告の主張〉

- ・ 個人情報の漏洩や目的外利用等によりプライバシーが侵害される。
- ・ 行政が一方的に国民に番号を付すことは、人格権の侵害に当たる。
- ・ 住民票コードは違法なデータマッチングのマスターキーとなるおそれがある。
- ・ 原告らの同意なく住基ネットに接続することは、自己情報コントロール権の侵害に当たる。

○ 国に対する損害賠償請求と、都に対する非通知希望者以外の区民の本人確認情報を受領する義務の確認を求める訴訟(杉並区が原告)。東京地裁(H18.3.24判決)では被告全面勝訴。

【国が被告となっていない訴訟】

○ 国が被告となっていない訴訟では、これまでに地裁判決が8つ出ているが、いずれも被告自治体が勝訴(うち3件は勝訴確定)。残り5件は高裁へ控訴されたが3件については高裁でも勝訴。さらにそのうちの1件は上告が棄却され確定。

住基ネット不参加団体の状況

① 福島県矢祭町(人口約7千人)

② 東京都国立市(人口約7万人)

③ 東京都杉並区(人口約51万人)

※ 横浜市(人口約352万人、うち非通知申出者約84万人:24%)

横浜市は平成18年5月10日に全員参加を表明。

住民基本台帳法改正(平成11年)後の経緯

- 平成11年 8月 住民基本台帳法改正
- 平成14年 8月 第1次稼働
(行政機関への本人確認情報の提供・各種行政手続での住民票の写しの提出が不要、共済年金等の現況届が不要)
- 平成14年12月 行政手続オンライン化関係三法成立
- 平成15年 5月 個人情報の保護に関する法律成立
- 平成15年 8月 第2次稼働
(住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化)
- 平成16年 1月 公的個人認証サービス開始
- 平成18年 3月 住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度を再構築するための住民基本台帳法改正案を国会に提出